

(仮称) 新岩屋・新尻労風力発電事業  
環境影響評価準備書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和2年6月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

## 目 次

第 1 章	環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	2
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧者数	2
2.	環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1)	お知らせ方法	3
3.	環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1)	意見書の提出期間	3
(2)	意見書の提出方法	3
(3)	意見書の提出状況	3
第 2 章	環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

#### (1) 公告の日

令和2年4月17日（金）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和2年4月17日（金）付 東奥日報

##### ② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙2参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報ひがしどおり令和2年5月号（第658号）

##### ③ インターネットによるお知らせ

令和2年4月17日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・青森県のウェブサイト（別紙3-1参照）

[https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/asess\\_shiniwaya-shinshitsukari\\_windfarm.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/asess_shiniwaya-shinshitsukari_windfarm.html)

- ・東通村のウェブサイト（別紙3-2参照）

<http://www.vill.higashidoori.lg.jp/keiki/page000114.html>

- ・(株)ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙3-3参照）

<http://eeh-development.com/shiniwaya-shinshitsukari/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 1 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・東通村役場

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5 番地 34 (2 階 経営企画課)

②インターネットの利用による縦覧

- ・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト

<http://eeh-development.com/shiniwaya-shinshitsukari/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 2 年 4 月 17 日（金）から 5 月 22 日（金）まで  
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：開庁時

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函及び意見書の郵送）は 0 名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 1458 回であった。

## 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

準備書に関する説明会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地元からの要請も踏まえ、中止することとした。なお、準備書の専門性の高い内容を一般住民にご理解いただくという主旨で抜粋した説明資料はインターネット利用により公表する他、準備書縦覧場所に設置した。

### (1) お知らせ方法

説明会中止の連絡は、事業者ホームページ及び東通村ホームページにて公開した。

(別紙 4 参照)

## 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

令和 2 年 4 月 17 日 (金) から 6 月 5 日 (金) まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。(別紙 5 参照)

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

② (株) ユーラスエナジーホールディングスへの書面の郵送

### (3) 意見書の提出状況

合計で 1 名の方から 14 件の意見が提出された。

## 第 2 章 環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条に基づく、準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

第 2-1 表 環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解  
(意見書 1)

No.	一般（住民等）の意見	事業者の見解
1	1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	ご意見は要約せず、全文を公開いたします。また、ご意見それぞれに回答し、順番の並び替えもいたしません。
2	2. 本事業者「株式会社ユーラスエナジーホールディングス」及び委託先である「日本気象協会」が、「風速とコウモリの活動量の相関」を考察し、コウモリ類の保全措置として、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以下ではフェザーモード（ブレードが風を受け流す向きになること）を実施することは評価される。以下の指摘を踏まえ、保全措置を追加すること。	カットイン風速の値を上げることについては、バットストライクの影響も小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。ただし、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。
3	3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか。	準備書段階では風力発電機の機種が確定していないため、ご質問の事項については、現時点で未定となります。
4	4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）を任意に変更できるのか。	準備書段階では風力発電機の機種が確定していないため、ご質問の事項については、現時点で未定となります。
5	5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以上の風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか。	準備書段階では風力発電機の機種が確定していないため、ご質問の事項については、現時点で未定となります。
6	6. コウモリ類の保全措置として、「カットイン風速（3m/s）以下」のフェザリングだけでは足りない。なぜなら P554 の調査結果によれば「コウモリ類（10～30kHz）」は「風速 0～5m/s」で活動しているからだ。 ヨーロッパの文献によれば、「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、カットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げることも必ず実施して頂きたい。※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	カットイン風速の値を上げることについては、バットストライクの影響も小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。ただし、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。
7	7. 「3m/s」とした科学的根拠を述べよ	準備書段階では風力発電機の機種が確定して

（表は次のページに続く）

(表は前のページの続き)

	<p>事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速以下の風速時にのみ保全措置（フェザリング）を行うという。</p> <p>P38には風力発電機のカットイン風速は3m/sとある。つまり、本事業においてコウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「3m/s」ということだが、本準備書のP554の解析結果から、対象事業実施区域のコウモリ類が「3m/sよりも速い風速」で活動しているのは明白だ。そのため本事業者が閾値を「3m/s」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎない不適切な行為に該当する。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p>	<p>いないため、現状想定するカットイン風速の値となります。</p>
8	<p>8. 「3m/s」とした科学的根拠を述べよ2</p> <p>事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速以下の風速時にのみ保全措置（フェザリング）を行うという。</p> <p>本準備書のP554の解析結果から、対象事業実施区域のコウモリ類が「3m/sよりも速い風速」で活動しているのは明白である。よって事業者が「適切な保全措置」を実施するならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえた上で、さらに専門家との協議により「カットイン風速を上げてフェザリングをする期間」を決めるべきである。</p>	<p>準備書段階では風力発電機の機種が確定していないため、現状想定するカットイン風速の値となります。</p> <p>カットイン風速の値を上げることについては、バットストライクの影響も小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。ただし、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。</p>
9	<p>9. コウモリ類の事後調査について</p> <p>コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることで、コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必須である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候も記録すること。</p>	<p>事後調査の調査方法等については、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。</p>
10	<p>10. コウモリ類の死骸探索調査について</p> <p>コウモリ類の死骸は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて短時間で消失してしまう。コウモリについては最低でも月4回以上の死骸探索を行うべきだ。月1～2回程度の頻度では、コウモリの事後調査として不適切である。</p>	<p>事後調査の調査方法等については、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。</p>
11	<p>11. コウモリ類の死骸探索調査について2</p> <p>前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に2回とし、あと2回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とはコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。</p>	<p>事後調査の調査方法等については、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。</p>
12	<p>12. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること</p> <p>コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッ</p>	<p>事後調査の調査方法等については、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。</p>

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	<p>シヨナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定 1 級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。</p>	
13	<p>13. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書） P213. NEDO, 2018.</p>	<p>事後調査の調査方法等については、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。</p>
14	<p>14. 事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置し周年調査すること 事後調査は、毎週 1 回以上の死骸探索調査のほか、ナセルに自動録音バットディテクターを取り付け、ブレードの回転範囲におけるコウモリ類の活動量を周年調査すること。</p>	<p>事後調査の調査方法等については、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。</p>



○ 日刊新聞紙における公告

東奥日報（令和2年4月17日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社ユーラスエナジーホールディングス  
 代表取締役 稲角秀幸  
 事務所の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目三番三三号  
 ヒュリック神谷町ビル七階

二、対象事業の名称 (仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業  
 種類 風力(陸上)  
 規模 (新岩屋)三万二千五百キロワット  
 (風力発電機の基数 九基)  
 (新尻労)一万九千二百五十キロワット  
 (風力発電機の基数 五基)

三、対象事業実施区域 青森県下北郡東通村(岩屋・尻屋・尻労周辺)  
 四、関係地域の範囲 青森県下北郡東通村(岩屋・尻屋・尻労周辺)  
 五、縦覧の場所・時間 東通村役場 一階 経営企画課  
 (土・日・祝日を除く開庁時)

電子縦覧 <http://eeh-development.com/shiniwaya-shinshitsukari/>

期間 令和二年四月十七日(金)から  
 令和二年五月二十二日(金)まで

六、意見書の提出  
 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、令和二年六月五日(金)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間  
 一 開催日 五月十五日(金)※一時間三十分程度  
 岩屋集会場(青森県下北郡東通村大字岩屋字往來三五一五) 十八時三十分から

二 開催日 五月十八日(土)※一時間三十分程度  
 旧尻屋小学校(青森県下北郡東通村大字尻屋念仏間三七一)二十時から

三 開催日 五月十八日(土)※一時間三十分程度  
 尻労漁村センター(青森県下北郡東通村大字尻労字小倉三二)十五時から

四 開催日 五月十七日(日)※一時間三十分程度  
 巖部部落集会所(青森県下北郡東通村大字岩屋字田畑二一三)十八時から

八 問い合わせ先 株式会社ユーラスエナジーホールディングス  
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目三番三三号  
 ヒュリック神谷町ビル七階  
 電話 〇三(五〇四)五三三七 (担当)大笹・工藤・藤城  
 問い合わせ時間 午前十時から午前十一時、午後一時から午後五時まで

○ 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ひがしどおり令和2年5月号(第658号)

### 「(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

東通村において、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の結果をとりまとめた「環境影響評価準備書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催いたします。

●**縦覧書類** (仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業 環境影響評価準備書

●**対象事業実施区域** 青森県下北郡東通村(岩屋・尻屋・尻労周辺)

※既設のユーラス岩屋ウインドファーム、ユーラス尻労ウインドファームの建て替え事業

●**縦覧場所** 東通村役場 2階 経営企画課 下記のURLで電子縦覧も行います。  
(<http://eeh-development.com/shiniwaya-shinshitsukari/>)

●**縦覧期間** 令和2年4月17日(金)～5月22日(金)

●**意見書受付終了日** 令和2年6月5日(金)

※環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記の間合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

●**縦覧・意見書受付時間** 役場の開庁時

●**環境影響準備書についての説明会**

<日時及び場所>

- ・ **1回目** 日時:令和2年5月15日(金) 18時30分～ ※一時間半程度  
場所:岩屋集会場(東通村大字岩屋字往來135-5)
- ・ **2回目** 日時:令和2年5月16日(土) 10時00分～ ※一時間半程度  
場所:旧尻屋小学校(東通村大字尻屋念仏間37-1)
- ・ **3回目** 日時:令和2年5月16日(土) 15時00分～ ※一時間半程度  
場所:尻労漁村センター(東通村大字尻労字小倉22)
- ・ **4回目** 日時:令和2年5月17日(日) 18時00分～ ※一時間半程度  
場所:袋部落集会所(東通村大字岩屋字田畑11-3)

<間合せ先> 株式会社ユーラスエナジーホールディングス  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階  
☎03(5405)5337 (担当)大笹、工藤、藤城

○ インターネットによる「お知らせ」

(青森県のウェブサイト)

新着情報


● <らし ▲ しごと ■ 県外の

ホーム > 生活・環境 > 環境・エコ > (仮称) 新岩屋・新尻尻風力発電事業 (環境影響 画面表示等の変更 評価手続状況)

(仮称) 新岩屋・新尻尻風力発電事業  
(環境影響評価手続状況)
更新日付: 2020年4月20日 環境保全課

<b>事業名</b>	(仮称) 新岩屋・新尻尻風力発電事業
<b>事業者</b>	株式会社ユースエナジーホールディングス
<b>事業の種類</b>	風力発電所の設置
<b>事業の規模</b>	出力: (新岩屋) 最大50,000 kW (新尻尻) 最大22,000 kW
<b>事業実施想定区域</b>	青森県下北郡東通村 (岩屋・尻尻・尻尻周辺)
<b>関係地域</b>	青森県下北郡東通村
<b>配成書</b>	公告 平成26年12月5日 縦覧 平成26年12月5日～平成27年1月9日 審査会意見 平成27年1月20日 (内容はこちらです) 知事意見 平成27年2月9日 (内容はこちらです)
<b>方法書</b>	公告 平成28年8月2日 縦覧 平成28年8月2日～9月1日 説明会の開催 平成28年8月19日、20日、21日 住民等意見の概要 平成28年10月7日 (内容はこちらです) 審査会意見 平成28年12月26日 (内容はこちらです) 知事意見 平成29年1月5日 (内容はこちらです)
<b>準備書</b>	内容は、事業者ウェブサイトをご覧ください。 公告 令和2年4月17日 縦覧 令和2年4月17日～5月22日 説明会の開催 令和2年5月15日、16日(2回)、17日(計4回)
<b>評価書</b>	公告・縦覧
<b>事後調査等報告書</b>	提出 公告・縦覧

**関連タグ**

- <らし
- 環境・エコ

この記事についてのお問い合わせ

環境保全課 水・大気環境グループ  
 電話: 017-734-9242 FAX: 017-734-8081

お問い合わせ
このページを印刷する

(東通村のウェブサイト)



東通村

環境自然と科学の調和...  
限りなく飛躍する  
未来を創る村

[本文へ](#)
[英語版サイト](#)
[Foreign Languages](#)

[検索の方法](#)

文字サイズ [標準](#) [拡大](#)

[印刷ページ](#)

[東通村のご紹介](#)

[村民の方へ](#)

[事業者の方へ](#)

[観光・歴史](#)

[行政・まちづくり](#)

「(仮称)新岩屋・新尻岩風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について



東通村トップページ > 「(仮称)新岩屋・新尻岩風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

「(仮称)新岩屋・新尻岩風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

印刷ページ

最終更新日：2020年4月17日

東通村において、株式会社ユースエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の結果をとりまとめた「環境影響評価準備書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催いたします。

**縦覧書類**

(仮称)新岩屋・新尻岩風力発電事業 環境影響評価準備書

**対象事業実施区域**

青森県下北郡東通村(岩屋・尻屋・尻岩周辺)  
※既設のユース岩屋ウインドファーム、ユース尻岩ウインドファームの建て替え事業

**縦覧場所**

- ・東通村役場 2階 経営企画課
- ・電子縦覧(下記URL)
- <http://eeh-development.com/shiniwaya-shinshitsukari/>

**縦覧期間**

令和2年4月17日(金)～5月22日(金)

**意見書受付終了日**

令和2年6月5日(金)

※環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記の問合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

**縦覧・意見書受付時間**

役場の開庁時

**<説明会日時及びお問い合わせ先>**

- 環境影響方法書についての説明会
- <日時及び場所>
- ・1回目
  - 日時：令和2年5月15日(金) 18時30分～ ※90分程度
  - 場所：岩屋集会所(東通村大字岩屋字往來135-5)
- ・2回目
  - 日時：令和2年5月16日(土) 10時00分～ ※90分程度
  - 場所：旧尻屋小学校(東通村大字尻屋字仏間37-1)
- ・3回目
  - 日時：令和2年5月16日(土) 15時00分～ ※90分程度
  - 場所：尻岩漁村センター(東通村大字尻岩字小倉22)
- ・4回目
  - 日時：令和2年5月17日(日) 18時00分～ ※90分程度
  - 場所：農部町集会所(東通村大字岩屋字田畑11-3)

**<お問い合わせ先>**

株式会社ユースエナジーホールディングス  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階  
電話 03(5405)5337(担当) 大笹、工藤、藤城

**本ページに関するアンケート**

このページは使いやすかったですか?

使いやすかった
  どちらともいえない
  使いにくかった

**本ページに関するお問い合わせ先**

**経営企画課地域戦略グループ**

所在地：〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34 [アクセス](#)

電話番号：0175-27-2111

Fax番号：0175-27-2130

メールアドレス：[kikaku@vill.higashidoori.lg.jp](mailto:kikaku@vill.higashidoori.lg.jp)


[ページの先頭へ戻る](#)

[東通村ホームページについて](#)
[プライバシーポリシー](#)
[お問い合わせ](#)
[関連リンク集](#)

東通村役場

所在地：〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34 [アクセス](#)

電話：0175-27-2111(代表) Fax：0175-27-2130 E-mail：soumu@vill.higashidoori.lg.jp



東通村

Copyright(C) Higashidoori village. All Rights Reserved.

- 10 -

((株) ユーラスエナジーホールディングス 環境影響評価ウェブサイト)

(1)

【トップページ】

## 環境影響評価図書ウェブサイト



(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業

お知らせ

- 令和2年4月17日(金) [\(仮称\)新岩屋・新尻労風力発電事業に係る環境影響評価準備書の電子縦覧について](#)
- 令和2年4月17日(金) [\(仮称\)新岩屋・新尻労風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について](#)
- 平成28年8月2日(火) (仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について
- 平成28年8月2日(火) (仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について
- 平成27年1月10日(土) (仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表を終了しました
- 平成26年12月5日(金) (仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表について
- 平成26年12月5日(金) (仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について
- 平成26年12月5日(金) (仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業 ホームページを開設致しました

計画概要

対象事業の名称	(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 (新岩屋) 発電所出力 32,500kW (定格出力4,000kW級風力発電機を9基設置) (新尻労) 発電所出力 19,250kW (定格出力4,000kW級風力発電機を5基設置)
対象事業実施区域	青森県下北部東通村(岩屋・尻屋・尻労周辺)

お問い合わせ

**株式会社ユーラスエナジーホールディングス**

住 所: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

担 当: 国内事業企画部(環境アセスメント担当)

電話番号: 03-5404-5337

お問い合わせ時間: 土、日、祝日を除く9:15~12:00、13:00~17:30

((株) ユーラスエナジーホールディングス 環境影響評価ウェブサイト)  
(2)

(仮称) 新岩屋・新尻労風力発電事業に係る環境影響評価準備書の電子縦覧について

令和2年4月17日  
株式会社ユーラスエナジーホールディングス



当社は、令和2年4月16日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 新岩屋・新尻労風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出ました。  
準備書及び要約書を、環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

準備書

表紙・目次	 <a href="#">準備書 [349KB]</a>
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 <a href="#">準備書 [59KB]</a>
第2章 対象事業の目的及び内容	 <a href="#">準備書 [16.0MB]</a>
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	 <a href="#">準備書 [12.9MB]</a>
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	 <a href="#">準備書 [4.0MB]</a>
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	 <a href="#">準備書 [398KB]</a>
第6章 方法書についての意見と事業者の見解	 <a href="#">準備書 [361KB]</a>
第7章 方法書に対する経済産業大臣の助言	 <a href="#">準備書 [144KB]</a>
第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	 <a href="#">準備書 [11.3MB]</a>
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	 <a href="#">準備書 [49KB]</a>



((株) ユーラスエナジーホールディングス 環境影響評価ウェブサイト)

(3)

第10章 環境影響評価の結果	
10.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	
10.1.1 大気環境	 <a href="#">準備書 [8.4MB]</a>
10.1.2 水環境	 <a href="#">準備書 [1.0MB]</a>
10.1.3 その他の環境	 <a href="#">準備書 [7.5MB]</a>
10.1.4 動物	 <a href="#">準備書 [59.1MB]</a>
10.1.5 植物	 <a href="#">準備書 [7.9MB]</a>
10.1.6 生態系	 <a href="#">準備書 [10.4MB]</a>
10.1.7 景観	 <a href="#">準備書 [3.8MB]</a>
10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場	 <a href="#">準備書 [1.1MB]</a>
10.1.9 廃棄物等	 <a href="#">準備書 [195KB]</a>
10.2 環境の保全のための措置	 <a href="#">準備書 [380KB]</a>
10.3 事後調査	 <a href="#">準備書 [265KB]</a>
10.4 環境影響の総合的な評価	 <a href="#">準備書 [1.1MB]</a>
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 <a href="#">準備書 [52KB]</a>
第12章 その他環境省令で定める事項	 <a href="#">準備書 [2.4MB]</a>

((株) ユーラスエナジーホールディングス 環境影響評価ウェブサイト)

(4)

資料編	 <a href="#">準備書 [5.0MB]</a>
要約書	 <a href="#">要約書 [14.5MB]</a>

準備書及び要約書は、令和2年4月17日（金）～5月22日（金）の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本書の著作権は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに帰属します。著作権者である株式会社ユーラスエナジーホールディングスの許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を複製したものです。

各書類をご確認いただくには、下記のOS、ブラウザでの閲覧を推奨致します。  
その他のOS、ブラウザでは閲覧ができない場合がございますので、予めご了承ください。

●OS

Windows 8以降

●ブラウザ

Internet Explorer 11

Mozilla Firefox (最新版)

Microsoft Edge (最新版)

※Microsoft Edgeをご使用の場合、閲覧スクロール以外の動作をされると一時的に非表示となります。その場合、「コンテンツを再表示する」ボタンをクリックして頂くと再び表示できます。

また、各書類をご確認いただくにはAcrobat PDF Readerが必要  
です。

お手持ちのパソコンなどにAdobe Reader (無料) ソフトをダウンロードしてインストールをお願い致します。



× Close





## ○ インターネットによる「お知らせ」

(東通村のウェブサイト)

東通村のウェブサイト

「(仮称)新岩屋・新尻尻風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

最終更新日：2020年5月12日

東通村において、株式会社ユースエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に關して、環境影響評価の調査、予測及び評価の結果をとりまとめた「環境影響評価準備書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催いたします。

**※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、説明会の開催は中止いたします**

**縦覧書類**

(仮称)新岩屋・新尻尻風力発電事業 環境影響評価準備書

**対象事業実施区域**

青森県下北郡東通村(岩屋・尻屋・尻尻周辺)  
 ※既設のユースエナジーウインドファーム、ユースエナジーウインドファームの建て替え事業

**縦覧場所**

- ・東通村役場 2階 経営企画課
- ・電子縦覧(下記URL)  
<http://eeh-development.com/shiniwaya-shinshitsukari/>

**縦覧期間**

令和2年4月17日(金)～5月22日(金)

**意見書受付終了日**

令和2年6月5日(金)  
 ※環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記問合せ先へご連絡ください(当日消印有効)。

**縦覧・意見書受付時間**

役場の開庁時

<説明会日時及びお問い合わせ先>

●環境影響方法書についての説明会**※中止**  
 <日時及び場所>

- ・1回目  
 日時：令和2年5月15日(金) 18時30分～ ※90分程度  
 場所：岩屋集会所(東通村大字岩屋字往來135-5)
- ・2回目  
 日時：令和2年5月16日(土) 10時00分～ ※90分程度  
 場所：旧尻屋小学校(東通村大字尻屋意仏37-1)
- ・3回目  
 日時：令和2年5月16日(土) 15時00分～ ※90分程度  
 場所：尻尻漁村センター(東通村大字尻尻字小倉22)
- ・4回目  
 日時：令和2年5月17日(日) 18時00分～ ※90分程度  
 場所：養部郵便集会所(東通村大字岩屋字田畑11-3)

<お問い合わせ先>  
 株式会社ユースエナジーホールディングス  
 〒105-0001  
 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階  
 電話 03(5405)5337(担当) 大笹、工藤、藤城

((株) ユーラスエナジーホールディングス 環境影響評価ウェブサイト)

(1)



しつかり

**2020年05月12日 - (仮称) 新岩屋・新尻 労風力発電事業に係る環境影響評価準備書の説明会中止および説明会資料の公表について**

環境影響評価法及び電気事業法に基づいて実施を予定していた5月15日(金)～17日(日)の説明会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、説明会の開催中止を決定いたしましたのでお知らせいたします。

また説明会に代えて、準備書の内容を抜粋した説明資料を5月12日(火)～5月22日(金)の期間に準備書の縦覧場所へ設置する他、下記にて掲載いたします。

しつかり

・ (仮称) 新岩屋・新尻 労風力発電事業 <http://eeh-development.com/shiniwaya-shinshitsukari/>

閉じる

((株) ユーラスエナジーホールディングス 環境影響評価ウェブサイト)  
(2)

**(仮称) 新岩屋・新尻岩風力発電事業に係る環境影響評価準備書の説明会  
中止および説明会資料の公表について**

令和2年5月12日  
株式会社ユーラスエナジーホールディングス



環境影響評価法及び電気事業法に基づいて実施を予定していた5月15日（金）～17日（日）の説明会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため説明会の開催中止を決定いたしました。また説明会に代えて、準備書の内容を抜粋した説明資料を5月12日（火）～5月22日（金）の期間に下記リンクにて公開する他、準備書縦覧場所に設置致します。

説明資料について

閲覧期間	令和2年5月12日（火）から5月22日（金）まで
説明資料	<a href="#">(仮称) 新岩屋・新尻岩風力発電事業 環境影響評価準備書 説明会資料</a>

意見書の提出について

提出方法	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間	令和2年4月17日（金）から令和2年6月5日（金）まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式	<a href="#">(仮称) 新岩屋・新尻岩風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について</a>

お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス 国内事業企画部（環境アセスメント担当）  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階  
電話番号：03-5404-5337  
お問い合わせ時間：土、日、祝日を除く9:15～12:00、13:00～17:30

Close



○ ご意見記入用紙

「(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業 環境影響評価準備書」

**ご意見記入用紙**

「(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階  
(株)ユーラスエナジーホールディングス 国内事業企画部宛

○意見書の提出期限 令和2年6月5日(金)〔当日消印有効〕

**意 見 書**

令和 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
準備書についての環境の 保全の見地からのご意見  〔日本語により意見の理由を含 めて記載してください。〕	

- 注： 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。  
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いたします。  
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。